



島根県報

平成29年2月17日（金）

号外第9号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

告 示

島根県告示第68号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町立河内350番5地先から同349番4地先まで	前	メートル 11.80～ 15.30	メートル 108.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	13.30～ 17.40	108.00		
県道	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町大馬木1307番8地先から同1178番14地先まで	前	3.90～ 32.20	766.00	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	8.15～ 32.20	766.00		
"	浜田作木線	邑智郡邑南町中野1372番1地先から同1373番1地先まで	前	9.50～ 21.00	59.50	県央県土整備事務所	払下げ 減幅
			後	9.50～ 14.50	59.50		
"	"	邑智郡邑南町阿須那552番1地先から同557番8地先まで	前	18.70～ 22.60	29.50	"	払下げ 減幅
			後	16.60～ 21.20	29.50		
"	浜田商港線	浜田市熱田町32番3地先から同町1689番1地先まで	前	11.00～ 21.50	450.00	浜田県土整備事務所	拡幅及び減幅
			後	11.00～ 21.50	450.00		